

(別記)

令和 6 年度五霞町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、全耕地面積の 9 割以上が水田で、ほ場整備事業もほぼ完了しており、米を中心とした生産活動を展開していることから、兼業農家が大半を占めている。主食用米の需要が減少する中で、飼料用米の作付面積は年々微増となっているが、従来から転作の核として推進していた土地利用型作物の麦の担い手への集積は今年、飼料用米より大幅な作付転換が行われている。

しかし、長年作付けされてきた圃場に関しては連作障害等により品質・数量とも良くない。生産調整推進のための麦という意識を改め、これまで以上に栽培管理の徹底や、湿害の多いほ場は麦栽培に向かないため新規需要米への転換など、より高品質な麦の安定生産体制の確立を目指した取組みを行う必要がある。

また農家の高齢化等により不作付地の拡大が進んでいる。一方いくつかの経営体では、町外農地の作付にも意欲的に取り組んでいる。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町産多品目野菜の通年集荷販売が確立されている道の駅ごかの農産物直売所を拠点に、新しい農業への展開を図るなど収益性の高い農業の推進に取り組む。さらに、農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化、6 次産業を進めることで農業経営の安定化を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合など、各関係機関と連携・協力しながら引き続き農業者の意向を把握し農地集約化を図るとともに、畑地化への助言等をする。

町におけるブロックローテーション体系の構築について、前段階において必要になる農地集約の途中であるため引き続き農地集約を推進し、かつ水田の有効活用に向けて農業経営のさらなる発展に努める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

農地維持のための米づくりではなく、売れる米作りを念頭に置き、消費者ニーズに応じた食味の良い米づくりを推進するため、低農薬・低化学肥料米の茨城県の特産栽培農産物の承認等を推進し、生産の安定を図る。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、米づくりの環境が整っている当町については、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。需要先は町内及び近隣にないため、『全農スキーム等』などを考えている。

また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用した複数年契約の取組及び団地化の推進を図り、当町の転作作物の主体の一つとなるよう推進を行う。

なお、生産性の向上に取り組む生産者への支援も行う。

イ 米粉用米

主食用米の新たな販路の確保として国外への主食用米の輸出を推進する。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の新たな販路の確保として国外への主食用米の輸出を推進する。なお、生産性の向上に取り組む生産者への支援も行う。

エ 加工用米

産地交付金を活用し、畑作物の導入が困難な排水不良田での生産の拡大を図っていく。拡大分については各集荷業者、J Aグループ全体で需要先の確保に努める。

（３）麦、大豆、飼料作物

麦については、湿害などの関係から新規需要米（飼料用米など）へ作付転換する農業者もでていることから令和３年度までは作付面積はほぼ横ばいで推移していた。しかし、米価下落の長期化により、作付転換が進み始めている。今後は栽培管理の徹底をし、より高品質な麦の安定生産体制の確立を図るとともに法人・認定農業者などの担い手に農地を集積し生産性の向上を図る。

また、大豆や飼料作物については、現在の作付面積を維持し、麦に代わる作物として作付を検討する必要がある。

（４）そば、なたね

そばについては、湿害に弱く近年増えているゲリラ豪雨や台風などにより、安定的な収量の確保が難しい。解決方法として、生産者と坂東地域農業改良普及センターと共同にて、高品質多収栽培技術確立し、生産の安定を目指し、現行の栽培面積を維持するとともに生産性の向上を図る。

なたねについては、今後作付を検討する必要がある。

（５）地力増進作物

地力増進作物については、畑地化や遊休農地再生の手段として有用なことから、今後作付けを検討していく必要がある。

ア．ひまわり・ソルガム・ヘアリーベッチ・クローバー・れんげ・エンバク・マリーゴールド・チャガラシ・麦

（６）高収益作物

ア．その他野菜

五霞町産野菜の主な供給先である道の駅ごかの直売所では、地元産多品目野菜の通年集荷販売が確立されており、より一層の多品目の作付維持・拡大が必要であることから、産地交付金を活用し、振興品目として作付拡大を推進する。

イ．豆類(小豆(ささげ含む)・落花生・いんげん)

豆類についても、五霞町産豆類の主な供給先である道の駅ごかの直売所では、地元産多品目商品通年集荷販売が確立されており、より一層の多品目の作付維持・拡大が必要であることから、産地交付金を活用し、振興品目として作付拡大を推進する。

ウ．ごま

ごまについても、五霞町産の主な供給先である道の駅ごかの直売所では、地元産多品目商品の通年集荷販売が確立されており、今後も多品目の作付維持・拡大が必要であることから、産地交付金を活用し、振興品目として作付拡大を推進する。

エ．花き・花木(トルコギキョウ、カーネーション、鉢物類、花壇用苗木、種苗類、その他花き・花木)

花き・花木についても、五霞町産の主な供給先である道の駅ごかの直売所では、地元産多品目商品の通年集荷販売が確立されており、より一層の多品目の作付維持・拡大が必要であることから、産地交付金を活用し、振興品目として作付拡大を推進する。

オ．茶・たばこ等（茶、たばこ、加工用青刈り稲、ウコン（薬草）、当帰（薬草））
産地交付金を活用し、振興品目として生産の拡大をはかる。

カ．芝
産地交付金を活用し、振興品目として生産の拡大をはかる。

キ．湛水性野菜（れんこん、せり、クレソン）
今後も道の駅ごかの多品目の作付維持・拡大が必要であることから、産地交付金を活用し、振興品目として作付拡大を推進する。

（７）６次産業化

野菜等を使った加工品は道の駅において需要があるため、対象作物を原料とした加工品の増産を図る。

５ 作物ごとの作付予定面積等 ～ **８ 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	556.0		526.6		525	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	25.4		11.1		12	
米粉用米	0		0		1	
新市場開拓用米	4.1		4.8		5	
WCS用稲	0.15		0		0.5	
加工用米	1.6		5.1		6	
麦	127.7		137.9		140	
大豆	5.7		5.1		5	
飼料作物	0		0		0	
・子実用とうもろこし						
そば	12.7		13		14	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	1.3		1.6		2	
高収益作物	87		73.1		76	
・野菜	76.1		65		67	
・花き・花木	4.4		3.8		4	
・果樹	4		2.7		3	
・その他の高収益作物	2.5		1.6		2	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作のみ）	認定農業者・認定新規就農者による土地利用集積支援	土地利用集積支援の実施面積	（令和5年度） 120.0ha	（令和6年度） 137ha （令和7年度） 138ha （令和8年度） 140ha
2	高収益作物（別紙1のとおり）	高収益作物支援	高収益作物への実施面積	（令和5年度） 47.38ha	（令和6年度） 48ha （令和7年度） 49ha （令和8年度） 50ha
3	常陸秋そば（基幹作のみ）	常陸秋そば生産の取組支援	常陸秋そば生産の取組支援の面積	（令和5年度） 11.49ha	（令和6年度） 12ha （令和7年度） 12.5ha （令和8年度） 13ha
4	野菜、食用かんしょ、食用ばれいしょ、小豆	地域振興作物支援 （6次産業化作物への支援）	地域振興作物支援（6次産業化作物への支援）の面積	（令和5年度） 14ha	（令和6年度） 14ha （令和7年度） 14.1ha （令和8年度） 14.2ha
5	飼料用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米	新規需要米生産性向上等への支援	飼料用米・米粉用米・WCS用米・新市場開拓用米の作付面積	（令和5年度） 29.59ha	（令和6年度） 22ha （令和7年度） 23ha （令和8年度） 24.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:五霞町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	認定農業者・認定新規就農者による土地利用 集積支援	1	16,000	麦(基幹作のみ)	土地の利用集積を行う
2-1	高収益作物支援	1	10,500	別紙1参照	作物の収穫・販売
2-2	高収益作物支援	1	9,500	別紙1参照	作物の収穫・販売
2-3	高収益作物支援	1	5,500	別紙1参照	作物の収穫・販売
2-4	高収益作物支援	1	5,000	別紙1参照	作物の収穫・販売
2-5	高収益作物支援	1	5,000	別紙1参照	作物の収穫・販売
3	常陸秋そば生産の取組支援	1	2,000	常陸秋そば(基幹作のみ)	別紙2「取組条件の詳細」に取り組み、常陸秋そばの収穫・販売
4	地域振興作物支援(6次産業化作物への支援)	1	15,000	野菜、食用かんしょ、食用ばれいしょ、小豆、大豆	加工品に寄与する作物を生産し、加工、流通・販売する
5	新規需要米生産性向上等の取組への支援	1	3,000	飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	別紙3「取組条件の詳細」の取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

【別紙1】 高収益作物支援の交付対象作物及び交付単価リスト

令和6年度

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。
※助成対象となる作物は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)産のものとする。

2-1 ○小豆(ささげ含む)・落花生・いんげん (単価10,500円/10a 上限:15,500円/10a)

2-2 ○野菜・花き・花木・雑穀(単価9,500円/10a 上限:14,500円/10a)

山菜類、きのこ類、ハーブ類、種苗類を含む野菜全般

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き花木全般

かんぴょう、ごま

※令和6年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に必要なに応じて適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿等」を備えておくことで助成対象とする。

2-3 ○茶・たばこ・ウコン(薬草)・当帰(薬草)・しめ縄用青刈り稲 (単価5500円/10a 上限:10,500円/10a)

2-4 ○芝 (単価 5,000円/10a上限:5,500円/10a)

※令和6年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に必要なに応じて適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

2-5 ○れんこん・せり・クレソン (単価 5,000円/10a上限:5,500円/10a)

【別紙2】取組条件の詳細(常陸秋そば生産性向上等の取組への支援)

取組条件		具体的内容	確認書類
種子更新		常陸秋そばの種子を購入し、適切な播種を行う。	・ 購入伝票
排水対策		本暗渠，弾丸暗渠，明渠，心土破碎等により，ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・ 作業日誌・施工写真・現地確認等
土壌改良		土壌診断を行い，その結果に基づき土壌改良を行う。(pH5.5～6.0が基準) ※診断結果によっては，必ずしも土壌改良資材を投入する必要はない。	・ 土壌診断結果 ・ 作業日誌
1ha以上の作付		1経営体が，販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が，1ha以上。	・ 営農計画書 ・ 作業日誌 ・ 現地確認 ・ 農作業受委託契約書(写) ・ 農地基本台帳等
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・ 規約（写） ・ 通帳（写）
	生産組合	農業用施設または、機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・ 規約（写） ・ 組合員名簿
人・農地プランに掲げられた「担い手」で農地を集積した農業者		各地域における農業の担い手であること。	・ 人・農地プラン ・ 農作業受委託契約書(写) ・ 農地基本台帳等

「新規需要米生産性向上等の取組への加算」の取組条件の詳細

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むことを条件とします。
○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付したほ場のみとします。
○飼料用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取り組めば加算の対象とします。

取組条件		具体的内容	確認書類等
WCS用稲専用品種の導入		(相克酢祖飼料生産・稲子マニュアル及び飼料用イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきちやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
飼料用米・米粉用米の多収品種の導入 ※1多収品種の導入に当たっては、併せてA,B,Cのうちいずれか一つにも取り組む必要があります。		(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1の第4) いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、あきいいな、月の光、あきだわら、ちほみのり ※下線は知事特任品種	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、新規需要米取組計画書
(A) コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	堆肥施用	堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	育苗箱全量施肥	水稻の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
	低成分肥料施肥	土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えすること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日 コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票
(B) 化作の業取組率	連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
	共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	各地域における農業の担い手であること。ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
(C) な組 取組 的	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿